

学校法人東京理科大学と公立大学法人公立諏訪東京理科大学との 大学間連携に関する協定書（案）

学校法人東京理科大学（以下「甲」という。）と公立大学法人公立諏訪東京理科大学（以下「乙」という。）とは、相互の教育研究及び社会貢献活動、大学施設の友好的な活用等を通して、教育研究の一層の発展、教育内容の充実、人材の育成及び地域社会への貢献等に関する大学間の交流を推進するため、連携に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、包括的に緊密な協力関係を築き、連携を深めることで、教育研究活動の充実、学生教育の質的向上、人材の育成、活力ある地域社会の形成、教職員の資質向上及び大学間の交流等に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するために次に掲げる事項について相互に協力し、連携するものとする。

- (1) 教育に関する事項
- (2) 研究に関する事項
- (3) 産学官連携に関する事項
- (4) 地域社会への貢献の推進に関する事項
- (5) 施設相互利用に関する事項
- (6) その他本協定の目的を達成するために両大学が必要と認める事項

（実施方法）

第3条 前条に定める連携事項の具体的な実施については、定期的に協議の上、実施するものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から2年間とする。ただし、有効期限満了の2か月前までに甲乙いずれからも申し出のないときは、さらに2年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項について疑義が生じた場合には、甲及び乙の協議により、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

2018（平成30）年 4月 日

甲 東京都新宿区神楽坂1-3

学校法人東京理科大学

理事長 本山 和夫

東京理科大学

学 長 藤嶋 昭

乙 長野県茅野市豊平5000-1

公立大学法人公立諏訪東京理科大学

理事長 唐澤 範行

公立諏訪東京理科大学

学 長 河村 洋